

**新型コロナウイルス 感染拡大防止のため、人と人の距離の確保・手洗い・咳エチケットを徹底してください**

**コロナに負けるな! 10億円発行!**  
**プレミアム付き区内共通商品券**  
**(スマイル商品券)の販売**

買い物  
 するなら  
 地元の  
 商店街で  
  
 Going shopping?  
 Visit our local  
 shopping  
 streets.

**過去最高の発行額、最高のプレミアム率で販売決定**

※今回は事前の申し込みが必要です。ご注意ください。

港区商店街連合会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売り上げが減っている区内商店街店舗や消費者生活を強力に支援するため、総額10億円のプレミアム付き区内共通商品券(スマイル商品券)を発行します(表1・2を参照)。

商品券は、インターネットやチラシについての応募はがきでの事前申し込みで当選者を決定し、当選者のみが購入できます。どなたでも応募いただけますので、申し込み期間内に、ぜひご応募ください。

なお、応募者が多数の場合、購入できないことがあります。あらかじめご了承ください。



**問い合わせ**

プレミアム付き区内共通商品券コールセンター  
 (土・日曜、祝日を除く午前8時30分～午後5時)  
 ☎4218-2217  
 産業振興課産業振興係 ☎3578-2316

**●購入までの簡単な流れ●**

**事前申込**

**抽選**

**当選**

**購入**

**購入申し込み方法**

購入限度額を超えての申請はできませんので、ご注意ください。

**インターネット**

商品券特設ホームページから、氏名・住所・購入希望券種・金額等の必要事項を全て入力の上、送信してください。

**商品券特設ホームページ**

<https://www.minatoku-premium.com>



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「商品券特設ホームページ」をご覧ください。

**はがき**

8月21日(金)の新聞折り込みチラシの他、区内郵便局、区役所等で配布しているチラシに付いている応募はがきに、必要事項を全て明記の上、投函してください。

※一人一枚の応募はがきでお申し込みください。

**申し込み対象**

どなたでも  
 ※申し込みは1人1回まで。2回目以降の申し込みは全て無効です。

**申し込み期間**

9月15日(火・必着)まで

**通知(当選・落選)**

当選者には当選はがきを郵送します。落選者には落選はがきを郵送します。

**購入方法(1) 販売所で購入**

商品券販売場所(交換場所)に当選はがきを持参し、現金でお買い求めください。

平日 区内郵便局(53カ所)

※時間は各郵便局販売窓口の開設時間に準じます。

10月3・10・17日(土)午前10時～午後4時

区役所本庁舎1階ロビー

※クレジットカード、電子マネー等では購入できません。詳しくは、商品券特設ホームページをご覧ください。

**購入方法(2) 振り込みによる購入**

指定する口座に当選した商品券の金額を振り込んでください。入金確認後、商品券を郵送します。

※振込時に、商品券購入代金から振込手数料を差し引いた金額をお振り込みください。

**販売期間(交換期間)**

表2 販売スケジュール

日程	内容
9月15日(火・必着)まで	インターネット・はがきによる申し込み(抽選)
9月16日(水)～30日(水)	抽選実施、当選・落選はがきを郵送
10月1日(木)～31日(土)	(1)郵便局窓口等での販売 (2)振り込みでの販売 ※入金確認後、商品券を郵送します。
※完売していない場合 11月1日(日)～30日(月)	先着順で区内郵便局および港区商店街連合会事務局等で販売
※完売していない場合 12月1日(火)～	先着順で港区商店街連合会事務局等で販売

**注意事項**

- 今回販売のプレミアム付き区内共通商品券(スマイル商品券)の利用期限は、令和3年3月31日(水)までとなります。
  - 商品券購入後の返金、払い戻しには対応いたしません。
- ※ただし、国から緊急事態宣言が出され、宣言期間中にプレミアム付き区内共通商品券(スマイル商品券)の利用期限を迎えた場合は、利用期限の延長を検討します。

表1 販売券種

	コロナに負けるな! プレミアム付き区内共通商品券(スマイル商品券)		
	共通券	限定券	共通券・限定券共通注意事項
販売対象者	どなたでも	どなたでも	-
プレミアム率	20パーセント (額面500円×24枚つづり)	30パーセント (額面500円×26枚つづり)	-
販売総額	4億円 (額面総額4億8000万円・4万冊)	4億円 (額面総額5億2000万円・4万冊)	-
使用可能店舗	全てのスマイル商品券取扱店舗・医療機関等	大型店舗・タクシー・医療機関(一部を除く)を除くスマイル商品券取扱店舗	使用可能店舗について詳しくは、港区商店街連合会ホームページ <a href="http://www.minato-smile.net/">http://www.minato-smile.net/</a> または、商品券購入時にお渡しする小冊子「スマイル商品券取扱店・医療機関一覧(令和2年7月現在)」をご覧ください。
販売単位	1冊1万円	1冊1万円	-
購入限度額	1人10冊(10万円)まで	1人5冊(5万円)まで	「共通券」「限定券」合わせて1人10冊10万円まで購入可能

**熱中症にご注意ください**

熱中症の予防には、こまめな水分補給が大切です。マスク着用時は激しい運動は避け、屋外での人と十分な距離(少なくとも2メートル以上)が確保できる場合には、適宜マスクを外して休憩しましょう。

**区の手続きや施設・催し物のご案内は **みなとコール** ☎5472-3710 FAX5777-8752 年中無休 午前8時～午後8時**

◆「広報みなと」は新聞(朝日・読売・毎日・日本経済・産経・東京)折り込みです。区の施設や、郵便局(赤坂・一ツ木通・麻布・芝・芝公園・新橋・高輪)、公衆浴場、区内のJR・地下鉄・ゆりかもめの駅、新聞販売店等に置いてある他、希望する区民の皆さんに配達しています。また、「点字広報」、「声の広報」も発行していますので、ご利用ください。

「広報みなと」は、港区ホームページ(<https://www.city.minato.tokyo.jp>)でもご覧いただけます。

# 新型コロナウイルス感染症

## 特別定額給付金(1人につき10万円の給付金)の申請はお済みですか

### 申請期限は8月25日(火)です

特別定額給付金の申請期限が間近に迫っています。期限までに申請が無かった場合、給付ができません。給付を希望する人は、必ず期限までに申請してください。

**申請・受給権者** 基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている人の属する世帯の世帯主

**申請期限** 郵送による申請:8月25日(火・消印有効)

インターネットによる申請:8月25日(火)

**申請方法** 図のとおり。

**申請書の再発行** 申請期限が近づいているため、申請書をお持ちでない人はお問い合わせください。

**臨時窓口を開設しています** 表の臨時窓口において、申請書の再発行手続きやお持ちいただいた申請書の内容確認、記

地区名	設置場所
芝	港区役所1階福祉売店はなみずき横
麻布	麻布区民協働スペース3階※
赤坂	赤坂地区総合支所1階会議室
高輪	高輪地区総合支所4階通路内
芝浦港南	芝浦港南地区総合支所1階管理課前スペース
芝浦港南(台場)	芝浦港南地区総合支所台場分室2階通路内

※麻布地区総合支所とは別の施設です。

入方法の補助を行っています。お持ちいただいた申請書に不備等が無い場合、申請を受け付けることとしました。

**開設期間** 8月25日(火)まで

**開設時間** 午前8時30分～午後5時

※土・日曜、祝日を除く。

**給付予定日** 区が申請を受理してからおおむね1カ月後。申請に不備がある場合には、時間がかかります(提出書類の同封漏れ、口座情報の誤りが非常に多くなっています)。提出前に今一度、ご確認をお願いします。

**留意事項** 引っ越し等で住所変更の手続きを行った日付によっては、港区以外の区市町村で給付対象となる場合があります。給付金の申請期限は区市町村ごとに異なります。申請がお済みでない人は、早めに企画課特別定額給付金担当へお問い合わせください。

### 問い合わせ

港区特別定額給付金コールセンター  
☎6730-9401

○申請書の再発行について  
企画課特別定額給付金担当  
☎3578-2571

### 申請方法

☐は「やさしい日本語」の表記です。

#### 郵送による申請

①申請書に記入します。

紙に あなたのことと あなたの家族のことを 書きます。 あなたの銀行口座のことも 書きます。

②必要な書類を用意し、所定の貼付用紙に貼ります。必要な書類とは、「申請者本人確認書類」と「振込先金融機関口座確認資料」になります。

パスポートや 通帳を コピーし 貼るための紙に 貼ります。

③①と②を返信用封筒に入れて、区へ郵送します。

①と②を 手紙の中の 封筒に入れて 区役所に 送ります。

④区が郵送された申請書等を確認し、申請書に記入された振込先金融機関口座に、給付金を振り込みます。

区役所が 見て あなたの銀行口座に お金を はらいます。

#### インターネットによる申請(オンラインによる申請)

※マイナンバーカードを持っている人のみ申請が可能です

①「マイナポータル」にアクセスします。

マイナンバーカードを持っている人は インターネットでも できます。 やり方が わからないときは 電話します。

②特別定額給付金申請画面から、必要な情報を入力します。

③振込先金融機関口座確認書類をアップロードします。

④マイナンバーカードによる電子署名を行います。

⑤区がデータを取得し、振込先金融機関口座に給付金を振り込みます。

## 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による貸し付けや融資あっせん等の手続きに使用する各種証明書を無料で交付します

### 事務手数料が無料となる証明書

区が発行する住民票の写し、印鑑登録証明書、特別区民税・都民税納税証明書、営業等に関する証明書等

### 手続き方法

窓口で証明書の交付を請求する際に、新型コロナウイルス感染症の影響による各種貸付や融資等の申請に使用することを申し出てください。住民票の写し、納税証明書を郵送により請求する際は、請求書に使用目的を明記してください。

特別融資あっせん制度や各種証明書を無料で交付する件について、詳しくは、港区ホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。

また、郵送可能な手続きに要する郵送料を区が負担します。詳しくは、3面の記事をご覧ください。

### 問い合わせ

- 各種証明書の窓口請求、住民票の写しの郵送請求について 芝地区総合支所区民課証明交付担当 ☎3578-3143
- 納税証明書の郵送請求について 税務課税務係 ☎3578-2590
- 営業等に関する証明書について(証明する内容によって担当する係にご案内します) みなと保健所生活衛生課 ☎6400-0050

## 緊急雇用対策として 港区会計年度任用職員を募集しています

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化した経済・雇用情勢の影響を踏まえ、区は緊急雇用対策として、職を探している等の人を対象とした会計年度任用職員を募集しています。

### 対象

区内在住・在勤・在学者(令和2年2月1日現在、区内に在勤・在学していた人に限る)のうち、次のいずれかに該当する人

- 企業等から採用内定を取り消された人
- 会社都合によって離職(倒産等を含む)し、現に就職をしていない人
- 会社都合によって一時的に勤務できなくなった人(学生・アルバイトを含む)

### 募集人数

15人

### 募集職種

一般事務補助員(データ入力、電話対応、資料作成等)、一般作業補助員(清掃収集作業)

### 任用期間

採用後～令和3年3月31日(水)

### 勤務日数

週5日(土・日曜、祝日を除く)

※週4日以下は要相談

### 勤務時間

1日7時間

### 勤務地

区内のいずれか

### 選考方法

書類選考および面接

### 報酬

一般事務補助員:時給1101円、一般作業補助員:日給8616円

※期末手当・交通費(上限5万5000円)支給

※健康保険、厚生年金保険等の加入適用

### 申し込み

郵送で、次の書類を同封の上、封筒表面に「緊急雇用申込」と朱書きし、人事課人事係へ。

※申し込みは随時受け付けます。

※区が郵送料を負担します。詳しくは、3面をご覧ください。

### 必要書類

- 履歴書
- 採用取り消しまたは離職したことが分かる書類

※採用取り消しの場合、内定通知および採用取り消しになったことが分かる書類等

※離職の場合、離職票および会社都合で離職したことが分かる書類等

### 送付先・問い合わせ

〒105-8511 港区役所人事課人事係  
☎3578-2108 FAX3578-2129

「広報みなと」6月21日号の5面に掲載した港区の家計簿表4 公有財産の現況について、次のとおり誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

特許権等数量・金額 (誤)5件・126万円 (正)6件・191万円

合計金額 (誤)9037億2605万円 (正)9037億2670万円

問い合わせ 契約管財課管財係 ☎3578-2131

☎電話番号のかけ間違いにご注意ください。

# を乗り越えていくために

## 特例貸付制度をご利用ください

(社福)港区社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等でお困りの人を対象に、**表**のとおり特例貸付を実施しています。

表 特例貸付の概要

	緊急小口資金(特例貸付) 【主に休業された人向け】	総合支援資金(特例貸付) 【主に失業された人向け】
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響による休業等を理由に、当座の生活のための緊急かつ一時的な生活費が必要な人	新型コロナウイルス感染症の影響による失業等を理由に、生活再建までの一定期間の生活費が必要な人(注)
貸付上限	20万円以内 ※貸し付けは1回のみ	2人以上の世帯:月額20万円以内 単身世帯:月額15万円以内 ※貸し付けは原則3カ月以内
措置期間	1年以内	1年以内
返済期間	2年以内	10年以内
貸付利子	無利子	無利子
連帯保証人	不要	不要
申し込み	原則、郵送で受け付けています。来所による申請は事前予約制です。電話で、事前に(社福)港区社会福祉協議会にご連絡ください。	
その他	詳しい内容やその他の要件については、(社福)港区社会福祉協議会ホームページ <a href="http://www.minato-cosw.net">http://www.minato-cosw.net</a> をご覧ください。	

(注)総合支援資金(特例貸付)の初回貸付を受けていて、9月までに3月目である貸付期間に到達する世帯では、自立相談支援機関(港区生活・就労支援センター)による相談や継続的な支援を受けることにより、貸付期間を3カ月延長して利用できる場合があります。該当する世帯には、(社福)東京都社会福祉協議会が延長貸付対象者通知等を郵送します。

### 問い合わせ

- 特例貸付について  
(社福)港区社会福祉協議会生活支援係 ☎6230-0282
- 自立相談支援機関について  
港区生活・就労支援センター ☎5114-8826

担当課 生活福祉調整課自立支援担当

## 日々の生活にお悩みの皆さんへ ～お金、仕事、住宅等、生活に関する相談窓口のご案内～

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が苦しい、家賃が払えない、仕事が見つからない、病気で働けない、社会に出るのが怖い等、生活のことでお悩みはありませんか。

一人で抱え込まず、まずはお気軽にご相談ください。

**自立相談支援** 失業等による経済的な問題と合わせて、生活上の悩み、ご家庭の問題、健康上の悩み等のお話を伺います。課題を整理した上で支援プランを作成し、適切な支援機関につなぐ等、自立に向けた取り組みを一緒に行います。

**ひとり親家庭支援** ひとり親家庭の仕事探しをお手伝いするとともに、ご家庭の状況に配慮しながら、抱える問題を一緒に解決していきます。

**住居確保給付金(事前予約制)** 失業等により住居を喪失したり、その恐れがある人に対し、住居確保のための給付金を支給します。

**就労支援** 就労支援員が仕事探しをお手伝いします。

**就労準備支援** 仕事に対する不安が大きかったり、人とのコミュニケーションが苦手だったり、すぐに仕事に就くことが難しいと見込まれる人に対し、生活習慣の回復、社会参加能力の習得、就労意欲喚起を行い、就職活動・就労が可能な状態になるよう支援します。

**家計改善支援** 家計の収支バランスが取れない人に対し、家計の管理や債務整理、滞納等に関する助言や情報提供、関係機関の紹介や同行等を行います。

**学習相談支援** 子どものいる世帯および子ども自身に対し、学習や進学等に関する助言や情報提供等を行います。

**所在地** 麻布地区総合支所2階  
**開所時間** 月～金曜(祝日、年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分

※港区生活・就労支援センターは、港区が設置した、生活にお困りの人の相談を受ける機関です。社会福祉士等、専門的な資格を持った職員が相談に応じます。職員が相談者と一緒に問題点を整理し、必要に応じて生活保護をはじめとした他制度につなぐ等、生活改善に向けて支援します。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、支援内容に変更が生じる場合があります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、まずは電話でご相談ください(相談窓口等の混雑が予想されますので、ご注意ください)。

### 問い合わせ

港区生活・就労支援センター  
☎5114-8826 FAX3505-3501

## テナントオーナーの皆さんへ

### 申請期限は9月15日(火)です

#### ～「港区店舗等賃料減額助成金交付制度」のご案内～

区は、区内事業者の事業継続を支援するため、新型コロナウイルス感染症の影響により、店舗や事務所等の賃料を減額しているオーナー(賃貸人)に対して、減額した賃料の一部を助成します。

**助成対象者** 新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少している店舗等の賃料を減額しているオーナーのうち、次の条件を満たす法人および個人

- (1)中小企業基本法に規定する中小企業者であること(みなし大企業を除く)
- (2)所有している区内の物件(店舗・事務所等)を賃貸借契約もしくは転賃借契約に基づき提供していること
- ※テナントが転賃事業者の場合は対象外です。
- (3)オーナーとテナント(店舗等賃借人)が同一(法人の場合は代表者または役員)でないこと
- (4)事業税および住民税を滞納していないこと
- (5)テナントが今後も継続して当該物件で事業を継続する意思を確認していること 等

**助成金額** 減額した賃料の2分の1(1物件・1カ月当たり上限15万円)

※管理費・共益費・消費税は除く。

※千円未満切り捨て。

**助成対象期間** 令和2年4～9月の賃料のうち

最大3カ月分

**申請受付期間** 郵送で、9月15日(火・消印有効)までに、〒105-8511 港区役所産業振興課「オーナー向け賃料助成担当」へ。

**主な申請書類**

- (1)港区店舗等賃料減額助成金交付申請書
- (2)店舗等賃料減額状況内訳書
- (3)納税証明書(法人の場合は法人住民税および事業税、個人事業主の場合は個人住民税)
- (4)履歴事項全部証明書(法人の登記簿謄本)(法人の場合)
- (5)住民票の写し(個人事業主の場合)
- (6)物件(建物)の不動産登記簿謄本
- (7)賃貸借契約書または転賃借契約書の写し
- (8)賃料減額を約した覚書や念書等の写し
- (9)通帳その他の賃料を減額したことが分かる書類の写し

※上記の他、資料の提出を求める場合があります。

※港区ホームページから、(1)(2)については様式を、(8)については参考様式をダウンロードすることができます。郵便での送付を希望する場合は、お問い合わせください。

### 問い合わせ

産業振興課経営相談担当 ☎3578-2459

## 12月31日投函分まで、 郵送申請する際の郵送料を 区が負担します

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送可能な手続きに要する郵送料を区が負担します。

一定期間、郵送料を無料とすることで、窓口の混雑緩和につなげます。

**主な対象手続き**

- 各種証明書(住民票、戸籍に関する証明、特別区民税課税・納税証明書)の請求
- 各種補助金交付申請・実績報告
- 国民健康保険料、介護保険料等の減額・減免申請
- 融資あっせんに関するもの

※以上の4項目以外にも対象となる場合がありますので、各種手続きの担当窓口にお問い合わせください。

**手続きの概要** 区民等が発送する区宛ての各種手続きに係る郵便物の郵送料は、料金受取人払いの方法によって、区が郵送料を負担します。

港区ホームページに、料金受取人払い用の様式を掲載しています。様式を印刷して、封筒に貼付することで、切手を貼らずに区に郵便物を郵送することができます。

**実施期間** 12月31日(木)投函分まで

詳しくは、港区ホームページをご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの郵送料についてのページをご覧ください。

### 問い合わせ

企画課区役所改革担当 ☎3578-2622

## 港区広報番組をご覧ください

8月21日更新「港区広報トピックス(20分番組)」

**内容** 介護予防運動、港区店舗等賃料減額助成金交付事業 他

**放送期間** 8月21日(金)～31日(月)

J:COMチャンネル港・新宿(11ch)の他、港区ホームページ、YouTube、ちいばす・お台場レインボーバス車内でもご覧いただけます。



この広報紙は、誰にでも読みやすく、伝わりやすいフォント(ユニバーサルデザインフォント)を使用しています。

# 新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために

このステッカーを貼っている店舗は  
「**みなと新型コロナ対策宣言店**」です  
～港区ホームページの感染症対策研修動画もご覧ください～

新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響が及んでいる区内事業者を支援するため、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策をしっかりと講じている事業者、「みなと新型コロナ対策宣言店」ステッカーの配布を新たに始めました。ステッカーを店舗内等に貼っている事業者は、感染防止対策を実施していることを自ら宣言した事業者です。

今後も区は、区内事業者の支援とともに、感染防止対策が徹底されることにより区民の皆さんや区に訪れる人の安全安心につながるよう、こうした取り組みを実施していきます。

### 感染防止の取り組みの具体的な内容

次の(1)～(6)全ての項目について、区は事業者に協力を求めています。

- (1)従業員、利用者到手洗いや手指消毒、マスクの着用の徹底を図っている。
- (2)座席位置の工夫、床への目印の表示等、対人間隔の確保を行っている。
- (3)密閉・密集・密接を避けるため、定期的な換気や入場者数の制限等を行っている。
- (4)複数の人が触れる場所等をこまめに清掃・消毒している。
- (5)従業員の検温や体調確認を徹底し、体調不良者は業務に就かせない。また、熱がある人の利用は遠慮いただくよう取り組んでいる。
- (6)区の感染症対策のオンライン研修(研修動画)を受講している。

ステッカーは港区ホームページでダウンロードできる他、各総合支所協働推進課でも配布しています。



大きさは、縦14.5x横18.5センチメートル

### 感染症対策のための研修動画を港区ホームページで公開しています

7月2日にみなと保健所に着任した感染症専門アドバイザーの堀 成美氏が出演する感染症対策の動画を区が作成しました。区内飲食店を撮影場所として、アドバイザーである堀氏が具体的な感染症対策を分かりやすく説明しています。動画はどなたでもご覧いただけますので、事業者の皆さんはもちろん、区民の皆さんもご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページに公開している研修動画をご覧いただけます。



「みなと新型コロナ対策宣言店」ステッカー



研修動画内で感染症専門アドバイザーの堀氏が正しい手指消毒の方法を説明している様子の一幕

### 問い合わせ

- ステッカーに関すること  
防災課生活安全推進担当 ☎3578-2272
- 感染症対策に関すること  
保健予防課保健予防係 ☎6400-0081

## 新型コロナウイルス感染症の症状等に関するご相談について

### 帰国者・接触者電話相談センター

次のいずれかに該当する人は、ご相談ください。

- 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい人(基礎疾患のある人)で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
- 上記以外の人で発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状が続く場合(症状が4日以上続く場合は必ず)

### みなと保健所電話相談窓口

対象 区内在住・在勤・在学者  
とき 月～金曜午前8時30分～午後5時15分 ☎3455-4461  
都・特別区・八王子市・町田市合同電話相談センター  
とき 月～金曜午後5時～翌日午前9時  
※土・日曜、祝日は、終日対応しています。 ☎5320-4592

### 新型コロナウイルス感染症に関する

#### 一般電話相談窓口

みなと保健所電話相談窓口  
対象 区内在住・在勤・在学者  
とき 月～金曜午前8時30分～午後5時15分 ☎3455-4461

聴覚障害がある人等の相談窓口  
FAX3455-4460

東京都電話相談窓口(コールセンター)  
とき 月～日曜午前9時～午後10時(祝日を含む)

対応内容 感染の予防に関することや、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談  
☎0570-550571(ナビダイヤル)多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)対応

聴覚障害がある人等の相談窓口  
FAX5388-1396

厚生労働省電話相談窓口  
とき 午前9時～午後9時

※土・日曜、祝日も対応しています。

☎0120-565653(フリーダイヤル)

### 問い合わせ

保健予防課保健予防係 ☎6400-0081

## 「港区新型コロナ ころのサポートダイヤル」のご案内 ☎5333-3808

みなと保健所では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、さまざまな取り組みを実施しています。4月末からは、心の不調について相談できる窓口を開設しています。

毎日の生活や働く中で、マスクの着用や人との距離を保つことや、密閉・密集・密接を避ける等の「新しい日常」を実践している区民の皆さんからストレスや不眠等の相談が多く寄せられています。

### 相談内容の例

**感染に対する不安・焦燥感**  
病院に行けない、外に出るのが怖い、歩いている人が感染者に見える等

**報道に基づく疲労感**  
新型コロナウイルスの怖い映像や情報で不安、専門家の言うことが怖

くて眠れない等  
今後の生活についての不安

新型コロナウイルス感染症のことを考えると不安が募る、家に居続けると憂うつになる等

**一人で抱えこまず、つらい気持ちをお話ください**

「港区新型コロナ ころのサポートダイヤル」では、精神保健福祉士や臨床心理士等の専門職が、新型コロナウイルスに起因する精神的な不安等の相談をお受けします。また、必要な人には継続的に支援ができるよう、関係機関へおつなぎしています。

### 港区新型コロナ ころのサポートダイヤル

対象 区内在住・在勤・在学者  
とき 月～金曜(祝日を除く)午前9時～午後5時  
開設期間 令和3年3月末まで

### 問い合わせ

健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

事業・イベント等への参加を検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

☎電話番のかけ間違いないようご注意ください。



## 自立訓練(機能訓練)のご案内

自立訓練(機能訓練)とは、障害者総合支援法に基づき、地域生活において自立した日常生活や社会生活が営めるよう、身体機能や生活能力向上のために必要な支援を一定期間行うことです。その人らしい自立と社会参加を支援します。

### 対象

身体障害者手帳を持ち、次の条件のいずれかに該当する18歳以上の区民※自立訓練(機能訓練)の利用には、「障害福祉サービス受給者証(訓練等給付費支給決定)」が必要です。

- (1) 医療機関退院後や施設退所後で、地域生活への移行等を図る上で、機能訓練が必要な人
- (2) 特別支援学校を卒業後で、地域生活を営む上で、機能訓練が必要な人

### サービス提供時間

2時間程度

### 利用期間

障害者総合支援法の定めにより、18カ月(標準利用期間)

### 費用

利用者負担金がかかる場合があります。

### プログラム・支援内容

利用する人の状況に合わせて、職員と一緒に個別支援計画を作成します。計画に基づき、個々の状況に合わせた次のプログラムに参加しながら、自立と社会参加をめざします。

加しながら、自立と社会参加をめざします。

### 自立・社会参加プログラム

- 生活のリズムを整え、社会参加に向けた体力、持久力等の向上をめざします。
- 生活手段を工夫し、対処方法を身に付け、自己管理能力を高めます。
- 社会復帰に向けた準備や、社会生活力を高めます。
- 基本的な生活動作やコミュニケーション能力を高め、在宅生活の安定をめざします。
- 日中活動に参加する体力をつけ、諸活動を通して、社会参加経験を積みま。
- サービス調整や環境調整、介護者支援等を行います。

### コミュニケーションプログラム

- 集団活動を通して、社会的コミュニケーション能力を高めます。
- 自立、社会参加に必要なコミュニケーションの代替手段を身に付けます。

### 水中プログラム

- 水の特性を生かし、身体を動かすことの楽しさを感じ、心身ともにリラクゼーションを図ります。
- 運動習慣を身に付け、生活習慣の改善をめざします。

### その他

を利用できます。  
☎5439-2511 FAX5439-2514

### 障害者のための「絵手紙」

季節の野菜等を題材に絵を描き、自分の言葉を添えて絵手紙にします。作品を作ることで、社会生活能力の維持、改善を図ります。

☎18歳以上で身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持、難病により障害支援区分認定を受けた区民

☎10月7日～令和3年3月3日(令和3年1月6日を除く毎月第1・3の水曜、全10回)午後1時45分～3時30分

☎障害保健福祉センター

☎10人(抽選)

☎電話またはファックスで、9月4日(金)までに、障害保健福祉センターへ。申し込みの際、身体状況の確認をすることがあります。手話通訳や介護者が必要な人は、ご相談ください。公共交通機関の利用が困難な人は、巡回送迎バス

- 障害の状況により、サービスの利用が制限されるプログラムがあります。
- 公共交通機関の利用が困難な人は、巡回送迎バス(バスポイント方式)を利用できます。
- 退院直後等、必要に応じて理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等による専門相談を行っていますので、お問い合わせください。

### 申し込み

申し込みには、自立訓練所定の

## 障害者 関連情報

申請書類が必要です。詳しくは、障害保健福祉センターにお問い合わせください。事業の説明および身体状況の確認等を行います。

### 問い合わせ

障害保健福祉センター  
☎5439-2511 FAX5439-2514

## 障害保健福祉センター 「放課後等デイサービス事業」の利用説明会を開催します

就学している医療的ケアの必要な児童を含む、重症心身障害児の地域生活の場として、12月から障害保健福祉センターで「放課後等デイサービス事業」を開始します。

### 放課後等デイサービス事業

対象 小学1年生～高校3年生

### 実施時間

月～金曜(祝日を除く) 放課後～午後6時

土曜、夏季・冬季・春季休業日

午前9時30分～午後4時

### 利用説明会

対象 利用を希望する人およびその保護者

### とき

9月15日(火)午前10時～11時

9月17日(木)午後6時30分～7時30分

9月19日(土)午前10時～11時

ところ 障害保健福祉センター

定員 各10人(申込順)

申し込み 電話またはファックスで、9月11日(金)までに、障害保健福祉センターへ。

### 問い合わせ

○説明会、お子さんの相談および施設利用希望について  
障害保健福祉センター  
☎5439-2511 FAX5439-2514

○施設の運営について  
障害者福祉課障害者施設係  
☎3578-2388 FAX3578-2678

### 障害者のための「音楽セラピー」

楽器を使って体を動かす等、音楽経験がなくても参加できます。

☎18歳以上で身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持、難病により障害支援区分認定を受けた区民

☎10月1日～令和3年3月4日(令和3年1月7日を除く第1・3木曜、全10回)午後1時45分～3時30分

☎障害保健福祉センター

☎15人(抽選)

☎電話またはファックスで、9月4日(金)までに、障害保健福祉センターへ。申し込みの際、身体状況の確認をすることがあります。手話通訳や介護者が必要な人は、ご相談ください。公共交通機関の利用が困難な人は、巡回送迎バス

をお持ちください。

☎電話またはファックスで、9月4日(金)までに、障害保健福祉センターへ。申し込みの際、身体状況の確認をすることがあります。手話通訳・介護者が必要な人は、ご相談ください。公共交通機関の利用が困難な人は、巡回送迎バスを利用できます。

☎5439-2511 FAX5439-2514

### 障害者インターンシップ生募集

区では知的障害、精神障害または発達障害がある人に対し、就労体験の機会を提供することを目的として、(特)みなど障がい者福祉事業団と協力して、障害者インターンシップ事業を実施しています。

☎区内在住で知的障害、精神障害または発達障害がある18歳以上の区民(障害者手帳を所持してい

い人も可)

期間 10月～令和3年3月のうち、3カ月を限度として、個々の状況に応じ設定します。

手当 時給880円※交通費は別途支給します。

方法 ジョブコーチ(障害者職場適応援助者)の支援を受けながら行います。

☎午前9時30分～午後4時30分※個々の状況に応じて設定します。

☎12人程度

☎書類選考および面接

☎郵送または直接、履歴書(写真添付・障害の種別を明記)を、9月7日(月・必着)までに、〒105-0014芝1-8-23 障害保健福祉センター5階 (特)みなど障がい者福祉事業団へ。 ☎5439-8062

☎人事課人事係

☎3578-2108 FAX3578-2129

## 新型コロナウイルス感染症対策 高齢者買い物支援事業を引き続きご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出して買い物することに不安を感じる高齢者を対象に、食料品や生活雑貨等の買い物を事業者が代行する事業を実施しています。5月にお送りした利用者証は、継続して使用できます。利用者証をお持ちでない人は、お問い合わせください。

対象 おおむね70歳以上(令和3年3月31日までに70歳を迎える)の区内在住者で、(1)(2)のいずれかに該当する世帯

- (1) ひとり暮らし世帯
- (2) おおむね70歳以上のみの世帯

実施期間 10月31日(土)まで  
※7月31日までとされていた実施期間を延長しています。

利用回数 月8回まで

利用時間 1回につき1時間以内で、午前9時～午後5時の間

費用 無料(商品代金は全額自己負担)

### 問い合わせ

高齢者支援課在宅支援係  
☎3578-2400～06 FAX3578-2419

### ☎ 買い物支援事業の利用方法

- 予約** 電話で、買い物に行ってほしい日時を予約します。
- 事業者が訪問** 区が委託する買い物スタッフが訪問します。訪問した買い物スタッフに、買い物をする店舗、商品(両手で持てる程度)を伝え、代金を預けます。
- 買い物** 買い物スタッフが指定された店舗で買い物をします。
- 引き渡し精算** 商品と釣り銭を受け取り、終了です。

※介護保険の訪問介護(ホームヘルプサービス)利用者は、ケアマネジャーにご相談ください。現在利用している介護事業所が買い物をします。

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

凡例 ☎:対象 ☎:とき ☎:ところ ☎:内容 ☎:定員・募集人員 ☎:申し込み ☎:問い合わせ ☎:選考方法 ☎:担当課

## 子育て・子ども 関連情報

私立認可保育園「(仮称)にじいろ保育園竹芝」の開設に伴い、区は入所を希望する園児を募集します。

### 開設日

10月1日(木)

### 施設名称

(仮称)にじいろ保育園竹芝

### 所在地

海岸1-13-15 (図参照)

### 開設時定員

20人(表1参照)

### 入園申し込み

各総合支所区民課保健福祉係で配布している入所申込書(既に認可保育園入園の申請がお済みで追加希望の人、または認可保育園等

## 私立認可保育園「(仮称)にじいろ保育園竹芝」を開設します



在園者で転園希望の人は申請内容変更届)に必要な事項を明記の上、郵送で、9月7日(月・必着)までに、各総合支所区民課保健福祉係へ。

通常、保育園入園申し込みは、郵送での受け付けは行っていませんが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での受け付けを実施しています。郵送する前に最寄りの総合支所区民課保健福祉係へ電話で連絡してください。

なお、必要書類がそろわない場合は受け付けができませんので、ご注意ください。

表1 年齢別定員

年齢	定員
0歳児	3人
1歳児	5人
2歳児	6人
3歳児	6人
計	20人

図 周辺図



### 送付先・問い合わせ

〒105-8511	芝地区総合支所区民課保健福祉係	☎3578-3161
〒106-8515	麻布地区総合支所区民課保健福祉係	☎5114-8822
〒107-8516	赤坂地区総合支所区民課保健福祉係	☎5413-7276
〒108-8581	高輪地区総合支所区民課保健福祉係	☎5421-7085
〒105-8516	芝浦港南地区総合支所区民課保健福祉係	☎6400-0022

### 子ども家庭応援コラム すべての子どもの 笑顔のために

第5回

第5回は、「親だっていろいろな気持ちになって当たり前」がテーマです。子育てをしていると、日々「どうしてうちの子は私の言うことを聞かないの」「何度言っても分からない」等、子どもに怒りを感じたり、落ち込んだりします。それはとても自然なこと

です。前回のコラムでは、アンガー(怒り)マネジメントを話題にしましたが、人間は怒り以外にも、嬉しい、悲しい、楽しい等、豊かな感情を持っています。生まれたばかりの子どもは、自分自身の感情に対処するスキルを持っていませんが、親等の養育者の感情表現から手がかりを得て、少しずつこの世界を理解し、学んでいきます。子どもは不快を感じたとき、それらを抱えたり、立て直したり、和らげる感情のコントロール方法を身近で大切な大人から少しずつ

んで身に付けていきます。だからこそ、まず養育者が自分の気持ちを自然なこととして認めることがとても大切です。そして、時に強すぎる気持ちを感じたら、その気持ちを和らげる「小技」を使ってみてください。何か特別で、大げさなことではなく、「小技」であることがポイントです。例えば、深呼吸をする、好きな香りを嗅ぐ、その場を離れる、ストレスボールを握る、鉛をなめる等です。自分自身を今よりも少し、心地よくする「小技」をストックしておき、試してみてください。そし

て、誰かに話すことも小技の一つになるかもしれません。子育てに関する心配なことがあれば、気軽にご相談ください。

子ども家庭支援センター相談  
専用ダイヤル ☎6400-0092

### 問い合わせ

子ども家庭課児童相談所設置準備担当 ☎3578-2177  
 子ども家庭支援センター相談支援係 ☎6400-0091

## 港区コミュニティバス(ちいばす) 乗車券の更新について

～乗車券を郵送します～



新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、有効期限が令和2(2020)年9月30日と記載のある港区コミュニティバス(ちいばす)乗車券の更新は、郵送で行います。

※一部対象要件の人を除く。

各総合支所の窓口および一斉更新会場への来所は不要です。更新対象者には、9月上旬までに新しい乗車券が届きます。

一部対象要件の人は、資格確認のため、窓口での更新手続き(表2参照)が必要です。

### 一部対象要件の人

妊産婦、ひとり親家庭等医療費助成受給者、児童扶養手当受給者、3歳未満の子どもがいる、区で定めた所得基準額内の世帯を要件に港区コミュニティバス(ちいばす)乗車券を受給している人

### 変更点および注意点

- 70歳以上で、東京都シルバーパスを所持していない住民税課税者の発行費用(1000円)は不要となりました。
- 3歳未満の子どもがいる区で定めた所得基準額内の世帯の対象者には、9月に引換書を送付します。引換書が届いてから更新手続きを

してください。

- 妊産婦の世帯に入れ違いで引換書が送付されてしまう場合がありますが、妊産婦で対象になる場合は、引換書は使えませんのでご了

承ください。  
 ●新規に申請する人は、お問い合わせください。

### 都営交通無料乗車券の更新(窓口での手続きが必要です)

利用者の誕生日が更新月となっています。現在お持ちの無料乗車券に記載されている有効期限月の1日から更新することができます(表2のとおり)。

※東京都シルバーパス所持者は都営交通無料乗車券の交付を受けられ

ません。  
 ※児童扶養手当受給世帯であって、同時に生活保護受給世帯の人は、生活保護世帯として1人だけ交付を受けられます。

### 問い合わせ

各総合支所区民課保健福祉係 ☎欄外参照  
 各総合支所区民課生活福祉係 ☎欄外参照

表2 コミュニティバス乗車券・都営交通無料乗車券 更新手続き一覧

対象	港区コミュニティバス乗車券 申請および問い合わせ窓口・必要書類	都営交通無料乗車券 申請窓口・必要書類
70歳以上		
身体障害者、知的障害者 戦傷病者、原爆被爆者	更新手続きは不要です。 更新対象者には、9月上旬までに新しい乗車券が届きます。	【申請窓口】最寄りの総合支所区民課保健福祉係 【必要書類】各種手帳、認定書、健康管理手当証書等
難病患者 (東京都難病医療費 助成を受けている人)	【問い合わせ窓口】 最寄りの総合支所区民課保健福祉係	【申請窓口】23区内の都電、都バス、都営地下鉄および日暮里・舎人ライナーの定期券発売所(31カ所) 【必要書類】精神障害者保健福祉手帳
精神障害者		
生活保護受給者 中国残留邦人等支援給付受給者 またはその特定配偶者 (1世帯1枚)	更新手続きは不要です。 更新対象者には、9月上旬までに新しい乗車券が届きます。 【問い合わせ窓口】 最寄りの総合支所区民課生活福祉係	【申請窓口】最寄りの総合支所区民課生活福祉係
妊産婦 ひとり親家庭等医療費助成受給者 児童扶養手当受給者	【申請窓口】最寄りの総合支所区民課保健福祉係 【必要書類】母子手帳、医療証、児童扶養手当証書	児童扶養手当受給者のみ対象 【申請窓口】最寄りの総合支所区民課保健福祉係 【必要書類】児童扶養手当証書
3歳未満の子どもがいる、区で定めた所得基準額内の世帯	【申請窓口】最寄りの総合支所区民課保健福祉係 【必要書類】港区コミュニティバス乗車券発行申請書兼引換書、本人確認書類 ※引換書は9月に送付します。令和元年中の所得が区で定めた基準額を超える世帯は更新の対象外となり、引換書は送付されません。	

※都営交通無料乗車券に関する精神障害がある人の申請窓口については、東京都福祉保健局ホームページをご覧ください。



**母子メンタルヘルス相談**

☑ 区民で、妊娠中・育児中の母親とその家族※保育あり(申込時にお申し出ください)  
 時 9月4・11日(金)午後2時15分～4時15分  
 所 みなと保健所  
 ☎電話で、健康推進課地域保健係 ☎6400-0084  
 または最寄りの総合支所区民課保健福祉係へ。 ☎欄外参照  
 問 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

**のんびりサロン**

☑ 区民で、5～8月生まれのお子さんとその保護者※1カ月児健診後にご参加ください。  
 時 9月7日(月)午前9時30分～11時30分(受付時間:10時15分まで)

所 みなと保健所  
 人 30組(会場先着順)  
 持ち物 母子健康手帳、バスタオル  
 ☎当日直接会場へ。  
 問 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

**歯並び・かみ合わせ相談**

☑ 3歳～小学6年生  
 時 9月30日(水)午後3時～4時40分  
 所 みなと保健所  
 人 12人(申込順)  
 ☎電話で、健康推進課地域保健係へ。※予約した日に来られなくなった場合は、必ずキャンセルの連絡をお願いします。 ☎6400-0084  
 問 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

**親子ふろしきワークショップ「日本の布と思いやりで包む和の文化」**

☑ 区内在住・在学の小学生以下の子どものとその保護者(保護者は1人まで)  
 時 9月20日(日)午前10時30分～11時30分  
 所 伝統文化交流館  
 人 10組(抽選)  
 費用 1組600円(テキスト代・保険代)  
 持ち物 約30センチメートルの細いゴム2本、50センチメートル四方程度の小風呂敷1枚(ハンカチ等でも可)、70～90センチメートル四方の大風呂敷1枚(貸し出し可)  
 ☎往復はがきまたはファックスで、講座名・住所・保護者と子どもの氏名(ふりがな)・子どもの年

**子育て・関連情報**

齢・電話番号を明記の上、9月7日(月・必着)までに、〒105-0023 芝浦1-11-15 伝統文化交流館へ。☎3455-8451 FAX3455-8453  
**グループお母さんの時間「育児や家庭の大変な気持ちを語り合い、分かち合う集いの場」**  
 ☑ 区民で、育児中の母親※保育あり(申込時にお申し出ください)  
 時 8月27日(木)午後1時30分～3時  
 所 みなと保健所  
 ☎電話で、健康推進課地域保健係へ。 ☎6400-0084  
 問 健康推進課地域保健係 ☎6400-0084 FAX3455-4460

**国民健康保険制度のご案内**

国民健康保険(以下「国保」という。)は、病気やけがに備えて加入者が出し合う保険料を、医療にかかる費用に充てる助け合いの制度です。

職場の健康保険、国保組合、後期高齢者医療制度等に加入している人や、生活保護を受けている人以外は、全て国保に加入する必要があります。

国保に加入すると「国民健康保険被保険者証」(以下「保険証」)が1人に1枚交付されます。

また、70～74歳の人には「保険証」とは別に「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。医療機関にかかるときは、保険証と併せて窓口で提示してください。

**国保の加入や脱退は届け出が必要で届け出は14日以内に**

加入・脱退や、住所・氏名に変更があった場合は、その異動があった日から14日以内に最寄りの総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)で届け出をしてください(表参照)。

**加入の届け出が遅れると**  
 保険料は届け出をした日ではなく、国保の資格を得た日にさかのぼって納めていただきます。また、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。

**社会保険等に加入した人は**  
 職場の健康保険に加入したときは、国保の脱退手続きが必要です。最寄りの総合支所区民課窓口サービス係(芝地区総合支所は相談担当)で届け出をしてください。

**誤って保険証を使うと**  
 区の国保の資格がなくなった後に、誤って国保の保険証を使うと、区が負担した医療費を後で返還していただくこととなります。必ず脱退手続きをし、保険証をお返しくください。

**問い合わせ**

国保年金課資格保険料係  
 内線2643～5・7～9

表 国保の届け出

	こんなときには届け出を	届け出に必要なもの
加入	港区に転入してきたとき	他の区市町村の転出証明書・印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書(職場の健康保険をやめた証明)・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	職場の健康保険の資格喪失証明書(被扶養者でなくなった証明)・印鑑
	子どもが生まれたとき	保険証・印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・印鑑
脱退	港区から転出するとき	保険証・印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	国保の保険証と職場の健康保険の保険証・印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保の保険証と職場の健康保険の保険証・印鑑
	死亡したとき(保険証の返却と葬祭費申請)	保険証・葬儀の領収書(原本)・葬儀を行った人の銀行口座番号・印鑑
変更・保険証の書き換え等	生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護開始決定通知書・印鑑
	区内で住所が変わったとき	保険証
	世帯主が変わったとき	保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証
	保険証の内容訂正・変更するとき	保険証
	保険証の汚損または毀損したとき	保険証
	就学等のため区外に転出したとき	保険証・在学(園)証明書・転出先の住民票・印鑑
保険証を紛失したとき	印鑑	

※外国人は表のもの以外に、在留カードおよびパスポートを持って、届け出をしてください。  
 ※個人番号利用開始に伴い、国保の届け出、申請時には個人番号(マイナンバー)の記入と本人確認が必要になりました。  
 ※届け出、申請時には世帯主と対象になる人のマイナンバーカードまたは通知カード等と、届け出人(申請人)の本人確認書類(運転免許証等)が必要です。

凡例  
 ☑ 対象  
 時 とき  
 所 ところ  
 問 内容  
 人 定員・募集人員  
 ☎ 申し込み  
 問 問い合わせ  
 選 選考方法  
 問 担当課

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

**東京都シルバーパス更新手続きのお知らせ**

～令和2年度は更新手続きの方法が郵送に変わります～

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大へのリスク軽減等のため、原則として郵送による手続きで更新を行います。

現在シルバーパスをお持ちの人には、8月中旬に(社)東京バス協会から、赤い封筒または青い封筒で「シルバーパス更

新手続きのご案内」が届きます。更新を希望する人は「シルバーパス更新手続きのご案内」を必ずお読みいただき、手続きをお願いします。※港区コミュニティバス乗車券の更新についても郵送で行います。詳しくは、6面をご覧ください。

**高齢者 関連情報**

一部 65歳以下を対象とした内容も掲載しています

**問い合わせ**

○東京都シルバーパスについて  
 (社)東京バス協会・シルバーパス専用電話(土・日曜、祝日を除く午前9時～午後5時) ☎5308-6950  
 ○港区コミュニティバス乗車券について  
 高齢者支援課在宅支援係 ☎3578-2403

**はり・マッサージサービス**

☑ 65歳以上の区民  
 時 9月1・2日(火・水)  
 所 青南いきいきプラザ  
 人 60人(申込順)  
 費用 1000円(利用料)  
 ☎電話で、8月27日(木)午後5時までに、青南いきいきプラザへ。 ☎3423-4920

**都営住宅地元割当シルバーピア(高齢者集合住宅)あき家入居者募集**

募集住宅 港南四丁目第3アパート:単身向け1戸、北青山一丁目アパート:単身向け1戸、高輪一丁目アパート:単身向け1戸、台場一丁目アパート:単身向け1戸、港南四丁目第3アパート:2人世帯向け1戸  
 ☑ (1)申込者が65歳以上であるこ

と(2)区内に3年以上居住していること(3)所得が定められた基準内であること(4)住宅に困っていること等  
**「申込みのしおり」の配布・募集期間** 9月4日(金)～18日(金)  
**「申込みのしおり」配布場所** 高齢者支援課(区役所2階)、各総合支所協働推進課、台場分室、各いきいきプラザ、各高齢者相談センター等

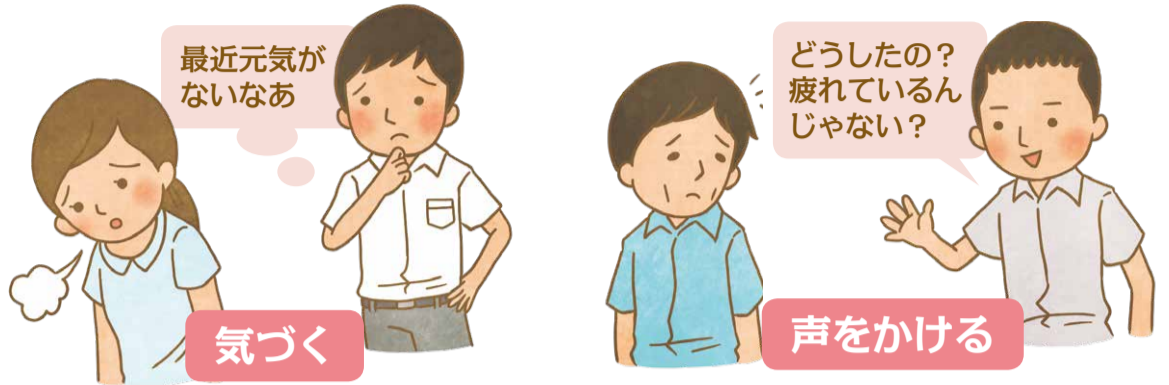
抽選日 10月2日(金)午後2時  
 抽選会場 区役所9階会議室  
 ☎郵送で、9月18日(金・消印有効)までに、神谷町郵便局へ。詳しくは、「申込みのしおり」をご覧ください。  
 問 高齢者支援課高齢者施設係 ☎3578-2424  
 (株)東急コミュニティー虎ノ門支店 ☎5733-0129

港区こころといのちを支えるキャンペーン

# 話してみよう 糸口見つかるから

## みんなで支え合って、生きる道を選ぶ港区へ

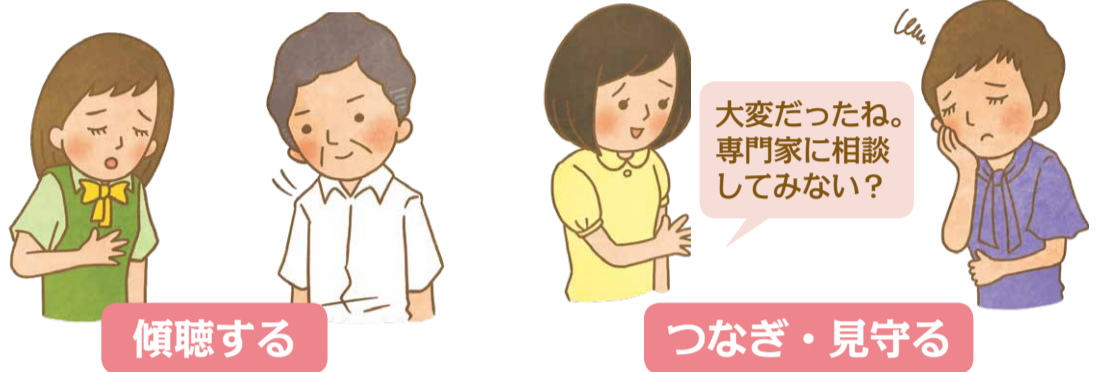
区では、毎年9月を「港区自殺対策強化月間」、10月を「港区うつ支援月間」として、2カ月間「港区こころといのちを支えるキャンペーン」を展開し、自殺対策とうつ病の早期発見・対応に向けた取り組みを強化しています。




## 身近なあなたが誰かのゲートキーパー

### 大切な命を守るために、あなたの力が必要です

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聴いて必要な支援につなげ、見守る「命の門番」です。あなたの大切な家族や恋人、友達等の身近な人に「最近、元気がない」「いつもと様子が違う」等、気がかりな人はいませんか。そのようなサインに気づいたら、まずは声を掛けてみてください。「どうしたの?」「何かあった?」と声を掛けることで、孤立を防ぎ、つらい気持ちをほぐすきっかけになります。人は誰かとつながっていることで安心感が持てます。あなたの一言で救われる命があります。

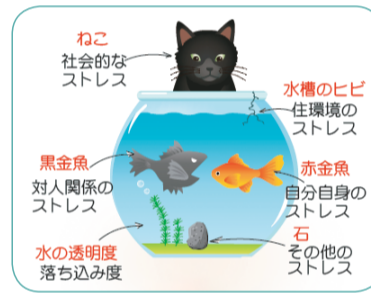


ゲートキーパーの心得について詳しく知りたい人は  
東京都福祉保健局ホームページをご覧ください。

ゲートキーパー 東京都福祉保健局 **検索** 

### こころの体温計

携帯電話やスマートフォンを使って、簡単な質問に回答することで、自分のストレス度・落ち込み度がチェックできます(利用料は無料、通信料は自己負担です)。



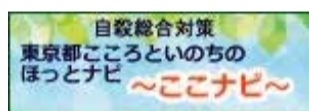
二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「こころの体温計」ホームページをご覧ください。

結果画面(例)

## 死にたいくらい、こころが疲れた時

毎日の暮らしの中で、「死にたい」「消えてしまいたいほどつらい」という悩みがある時は、一人で抱え込まず、次のサービスをご利用ください。

### 東京都こころといのちのほっとナビ ~ここナビ~



悩み別の相談窓口(電話、LINE相談)のご案内やさまざまな情報を、パソコンやスマートフォンで検索できます。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「東京都こころといのちのほっとナビ~ここナビ~」のホームページをご覧ください。

## 自殺防止！東京キャンペーン特別電話相談


どなたでも利用できます。

窓口名称	電話番号等	特別相談期間	通常相談
フリーダイヤル特別相談 (特)国際ビフレンダーズ (東京自殺防止センター)	☎0120-58-9090	8月31日(月)まで 午後8時~午前2時30分 ※8月25日(火)のみ午後5時から受け付け	毎日 午後8時~午前2時30分 ※月・土曜は午後10時30分から、 火曜は午後5時から受け付け ☎5286-9090
有終支援いのちの山彦電話 —傾聴電話—	☎3842-5311	9月1日(火)~30日(水) 毎週火・水・金・土・日および祝日 正午~午後8時	毎週火・水・金・土曜 正午~午後8時
自殺予防いのちの電話	☎0120-783-556	9月10日(木)午前8時~11日(金)午前8時	毎日 午前8時~午後10時 ☎3264-4343
東京都自殺相談ダイヤル ~こころといのちのほっとライン~	☎0570-087478 ※携帯電話の無料通話や、かけ放題プラン等の対象外です。	9月23~27日(水~日) 各日24時間	毎日 午後2時~午前5時30分
LINE相談	アカウント名 相談ほっとLINE @東京	毎日午後3時~10時 (受け付けは午後9時30分まで) ※利用方法等は、東京都福祉保健局ホームページをご覧ください。	—
自死遺族相談ダイヤル (NPO全国自死遺族総合支援センター)	☎3261-4350	9月7~10日(月~木) 午前11時~午後7時	毎週木・日曜 午前11時~午後7時
自死遺族傾聴電話 (NPOグリーンケア・サポートプラザ)	☎3796-5453	9月15~19日(火~土) 正午~午後4時	毎週木・土曜 正午~午後4時

◆東京都消費生活総合センターでは、多重債務110番(☎3235-1155)の相談受け付けを、9月7・8日(月・火)午前9時~午後5時にを行います。

## 生きるための情報ラウンジ

港区ホームページで相談窓口が検索できます。

港区生きるための情報ラウンジ **検索** 

## わかちあいの会みなと

自死で身近な人を亡くした人が、ありのままの思いを話し、遺族同士で支え合う場です。

対象 身近な人(家族や恋人・友人・同僚等)を自死で亡くした人

とき 奇数月の最終水曜 午後1時30分~3時30分

ところ みなと保健所

申し込み 当日直接会場へ。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの「わかちあいの会みなと」のページをご覧ください。

## 問い合わせ

健康推進課地域保健係

☎6400-0084 FAX3455-4460



# 区民相談室の各相談業務をご利用ください

区では、**表**のとおり各相談業務を実施しています。  
**対象** (1)～(5)区内在住・在勤・在学者、(6)～(10)区民  
**ところ** 区民相談室(区役所3階) **費用** 無料  
 なお、新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、区民相談室にお越しの際は、次の点にご留意いただくようお願いいたします。

- 区民相談室入り口に手指消毒剤を設置していますので、ご利用ください。
- 咳・咽頭痛・発熱等の症状、息苦しさ(呼吸困難)、強い倦怠感(だるさ)がある等、体調がすぐれない場合は利用を控えてください。

**問い合わせ** 区長室広聴担当 ☎3578-2050～2 FAX3578-2034

**表** 相談業務一覧 (令和2年4月1日現在)

相談名	相談内容	相談日時	相談員(対応者)	問い合わせ
(1) 法律相談	金銭貸借、相続、遺言、離婚、交通事故、住まい等の法律問題全般に関する相談	毎週月・水・金曜午後1時～4時 ※相談時間は1人につき25分間です。 【申し込み】電話で、相談日当日午前8時30分～10時に、予約専用電話番号へ。 【定員】12人(申込順)	弁護士	みなとコール ☎5472-3710 区民の声センター ☎3578-2054
(2) 高齢者の仕事の相談	高齢者の就業の相談、生きがいのための臨時的・短期的な就業の相談等	毎月第2月曜午後1時～4時 ※8・11月を除く。 ※予約不要	(公社)港区シルバー人材センター相談員	(公社)港区シルバー人材センター ☎5232-9681
(3) 司法書士による登記・成年後見・法律等相談	登記、成年後見制度、相続、空き家問題、金銭貸借等に関する相談	毎月第1火曜午後1時～4時 【申し込み】電話で、東京司法書士会港支部相談部担当(受付時間:月～金曜午前10時～午後5時)へ。	東京司法書士会港支部相談員	東京司法書士会港支部相談部担当 ☎050-5438-8922
(4) 行政書士による相談	暮らし・事業に関わる手続きや心配事/外国人の在留や国籍に関すること	原則毎月第3木曜午後1時～4時 ※予約不要	東京都行政書士会港支部相談員	東京都行政書士会港支部担当副支部長 ☎090-6954-0429(土井) ☎080-5402-5702(三木)
(5) 土地家屋調査士による相談	土地・建物の登記、境界・測量等に関する悩み相談	毎月第4木曜午後1時～4時 ※予約不要	東京土地家屋調査士会港支部相談員	東京土地家屋調査士会港支部支部長 好村 郁子 ☎6907-3771
(6) すまいの税務相談	不動産の取得や相続、贈与等土地・家屋に関する税の相談	毎週水曜午後1時～4時 ※相談時間は1人につき1時間です。 【申し込み】(1)事前予約:電話で、相談したい週の月曜正午までに、住宅課住宅支援係へ。(2)当日受付:直接、相談日当日の正午から、区民相談室(区役所3階)で受け付け 【定員】(1)1人(申込順)(2)事前予約がある時は2人、ない時は3人(会場先着順)	税理士	住宅課住宅支援係 ☎3578-2229
(7) すまいの不動産相談	不動産取引や賃貸住宅の経営等に関する相談	毎週水曜午後1時～4時 ※相談時間は1人につき1時間です。 【申し込み】(1)事前予約:電話で、相談したい週の月曜正午までに、住宅課住宅支援係へ。(2)当日受付:直接、相談日当日の正午から、区民相談室(区役所3階)で受け付け 【定員】(1)1人(申込順)(2)事前予約がある時は2人、ない時は3人(会場先着順)	宅地建物取引士	住宅課住宅支援係 ☎3578-2229
(8) マンション管理組合運営相談	分譲マンション管理組合運営に関する相談	毎月第1火曜午後1時～4時 ※相談時間は1人につき1時間です。 【申し込み】電話で、相談日の前週の金曜正午までに、住宅課住宅支援係へ。 【定員】3人(申込順)	マンション管理士	
(9) マンション管理の法律相談	分譲マンション管理に関する法律相談	毎月第2・4火曜午後1時～4時 ※相談時間は1人につき1時間です。 【申し込み】電話で、相談日の前週の金曜正午までに、住宅課住宅支援係へ。 【定員】3人(申込順)	弁護士	
(10) すまいの建築相談	マンションの大規模修繕、リフォーム、建て替え等の相談、戸建ての新築や増改築等の相談	毎月第3火曜午後1時～4時 ※相談時間は1人につき1時間です。 【申し込み】電話で、相談日の前週の金曜正午までに、住宅課住宅支援係へ。 【定員】3人(申込順)	建築士	

※相談当日が祝日になる日の相談は行っていません。詳しくは、お問い合わせください。

## つくってみよう! マイナンバーカード

### 第5回マイナンバーカードのセキュリティー対策

**他人がマイナンバーを使って手続きすることはできません**  
 マイナンバーカードの表面には顔写真が、裏面にはマイナンバーが記載されています。マイナンバーを使う手続きは、マイナンバーカード表面の顔写真と照合して本人確認をするため、他人がなりすまして手続きを行うことはできません。また、マ

イナンバーを悪用した場合には厳しい罰則があります。  
**マイナンバーカードの偽造は困難です**  
 マイナンバーカードに記載されている文字はレーザーで彫りこまれている他、カード券面には複雑な彩紋パターンを施す等により券面の偽造を困難にしています。  
**ICチップに記録された情報を盗み出**

**すことは困難です**  
 ICチップにはカードの表面に記載された氏名・住所・生年月日等最低限の情報のみを記録しています。税や年金等の情報は記録していません。カードの利用には、暗証番号が必要です。この暗証番号は電子証明書ごと、アプリケーションごとにそれぞれ設定されています。また、暗証番号は一定回数以上間違えるとカードが利用できなくなります。なお、不正に情報を読み出そうとすると、自動的に記録情報を消去する機能により盗み出すことは困難です。  
**紛失・盗難の場合でも24時間365日**

**体制で安心です**  
 万が一、紛失や盗難にあった場合でも、24時間365日体制でマイナンバーカードの一時利用停止を受け付けています。  
**マイナンバー総合フリーダイヤル**  
 ☎0120-95-0178  
 (アナウンス開始後「2」を押してください。)

**問い合わせ**  
 芝地区総合支所区民課個人番号カード交付推進担当 ☎3578-3151  
 芝地区総合支所区民課ナビダイヤル ☎0570-00-1277

**港区役所本庁舎内に夜間・休日等に立ち入る場合、手続きが必要です**

夜間・休日等に港区役所本庁舎に立ち入る場合、本庁舎1階の宿直室で手続きが必要です。手続きが必要な時間帯は次のとおりです。ご理解のほどよろしくお願ひします。  
 ●平日:夜間～早朝(午後8時30分～翌日午前7時45分)  
 ●土・日曜、祝日、年末年始:終日

**問い合わせ**  
 契約管財課庁舎管理担当  
 ☎3578-2870

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

# みなと おしらせボード



**凡例**

対 対象  
内 内容  
問 問い合わせ

時 とき  
人 定員・募集人員  
選 選考方法

所 ところ  
申 申し込み  
担 担当課

※区役所・総合支所・都庁への郵便は、郵便番号と宛先(例:105-8511 港区役所〇〇課)で届きます。※ファックスでの問い合わせはFAX3578-2034へ。※費用の表記がないものは、全て無料です。

## 健康

### くつろぎカフェ

一人でゆっくり過ごす他、自分と同じような経験をした人たちと語り合うことや情報交換をすることができます。

- 対 がん患者およびその家族
- 時 9月8日(火)午後1時30分～3時30分
- 所 がん在宅緩和ケア支援センター
- 申 当日直接会場へ。
- 問 がん在宅緩和ケア支援センター ☎6450-3421 FAX6450-3583

### 家族会

こころの病気になる人の家族の集まりです。交流を通じて家族同士で支え合い、学び合う場です。

- 対 区民で、こころの病気になる人の家族
- 時 9月9日(水)午後1時30分～3時30分
- 所 みなと保健所
- 申 初めて家族会に参加する人は、電話で、健康推進課地域保健係へ。※保育あり(4カ月～就学前、2人。9月2日(水)までに、お申し込みください) ☎6400-0084 FAX3455-4460

## 講座・催し物

### ヨガ教室「金・土・日曜コース」

- 対 16歳以上の区内在住・在勤者
- 時 10月2日～12月4日(毎週金曜・全10回)午後7時30分～8時30分、10月3日～12月5日(毎週土曜・全10回)午前9時50分～10時50分、10月4日～12月13日(11月22日を除く毎週日曜・全10回)午前10時～11時
- 所 港南いきいきプラザ
- 対 各21人(抽選)
- 費用 各5100円(参加費)
- 申 電話または直接、8月30日(日)までに、港南いきいきプラザへ。 ☎3450-9915

### 防災基礎講座「気象災害から身を守るために」

激しさを増す気象災害の基本的な知識、日頃からの備えを学び、平時

から実践可能な知識を身に付けます。基礎講座はオンラインツール(Zoom)を活用したオンラインでも実施します。また、オンライン環境がない人を対象に、2カ所の会場を設けます。

- 対 区内在住・在勤・在学で、防災を学びたい人
- 時 9月26日(土)午後2時～4時
- 所 (1)インターネットを使って受講可能な自宅等(2)区役所9階会議室(3)芝浦区民協働スペース(みなとパーク芝浦1階)
- 対 (1)50人(申込順)(2)15人(申込順)(3)10人(申込順)
- 申 電話で、8月21日(金)～9月5日(土)に、みなとコール(受付時間:午前9時(初日は午後3時)～午後5時)へ。※申込時に(1)～(3)のいずれかの参加方法をお伝えください。 ☎5472-3710

### 防災課地域防災支援係

### みなと学びの循環事業「まなマルシェオンライン」メンバー募集

講座を企画・実施するメンバーを募集します。令和2年度は、オンラインツール(Zoom)を使用していきます。

- 対 区内在住・在勤・在学者で、(1)～(4)のいずれかに該当する人(1)学びの場の企画・運営をやりたい人(2)ポスター、チラシ等のデザインをしてみたい人(3)オンラインツール(Zoom)操作のサポートができる人(4)講座や企画実施の手伝いをしてみたい人
- 時 9月5日(土)～令和3年2月27日(土・全8回)
- 所 ①インターネットを使って受講可能な自宅等②生涯学習センター
- 対 ①②共に30人(申込順)
- 申 郵送・ファックスまたは直接、所定の様式に必要事項を明記の上、〒105-8511 港区役所生涯学習スポーツ振興課生涯学習係(区役所7階)へ。港区ホームページからも申し込みめます。※様式は港区ホームページからダウンロードできます。

生涯学習スポーツ振興課生涯学習係 ☎3578-2741 FAX3578-2759

## お知らせ

### 区民協働スペースのご案内

地域の皆さんが、区と協働して地域の課題解決を図る活動拠点として、区内に区民協働スペースを設置しています。

- 対 町会・自治会・商店街活動をはじめ、子育て支援や高齢者支援、障害者福祉等、区と協働で公共的、公益的な活動を行う団体
- 設置場所 芝地区4カ所、麻布地区3カ所、赤坂地区1カ所、高輪地区3カ所、芝浦港南地区3カ所※詳しくは、港区ホームページをご覧ください。
- 申 電話または直接、各総合支所管理課管理係へ。※東麻布、芝浦、港南については、現地で直接利用申し込み可。 ☎欄外参照
- 問 地域振興課区民協働・町会自治会支援担当 ☎3578-2557・2197

### 東京タワーライトアップ情報

- 時 (1)8月週末ライトアップ(山色・白色):8月28・29日(金・土)午後10時～午前0時(2)満月の日(秋草色):9月2日(水)午後10時～午前0時(3)9月週末ライトアップ(秋草色・白色):9月4・5日(金・土)、11・12日(金・土)、18・19・20日(金・土・日)午後10時～午前0時(4)敬老の日(秋草色・空色):9月21日(月・祝)午後10時～午前0時※この日時以外は通常

のランドマークライト(オレンジ色)の点灯です。※ライトアップは予告なく変更する場合があります。詳しくは、東京タワーホームページ <https://www.tokyotower.co.jp> をご覧ください。

- 所 東京タワー(芝公園4-2-8)
- 問 東京タワー ☎3433-5111 産業振興課シティプロモーション担当 ☎3578-2554

### 港区新規開業賃料補助金の募集

- 対 区内で新しく開業した事業者※条件あり
- 募集期間 9月1日(火)～30日(水)
- 募集枠 25件程度
- 補助対象 事務所または店舗の賃料
- 申 詳しくは、産業振興課(区役所3階)で配布する募集要項または産業振興課ホームページ <https://www.minato-ala.net> をご覧ください。
- 問 産業振興課経営相談担当 ☎3578-2562

## 変更・休止情報等

### 神明いきいきプラザ臨時休館

- 施設の設備点検のため臨時休館します。
- 時 9月21日(月・祝)
- 問 神明いきいきプラザ ☎3436-2500 芝地区総合支所管理課施設運営担当 ☎3578-3135

## 港区みなと保健所Twitter(ツイッター)をフォローしてください

8月8日に、みなと保健所の公式アカウントを開設しました。新型コロナウイルス感染症に関することや、みなと保健所が取り組んでいる最新情報等を随時投稿しています。ユーザー名は@minato\_hokenjyoです。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、「港区みなと保健所Twitter」ページをご覧ください。

### 問い合わせ

生活衛生課庶務係 ☎6400-0050

## 夜間・休日診療

港区ホームページからもご覧いただけます▶

診療時間 □ は午前9時～午後5時  
診療時間 ★ は午後5時～午後10時



小児初期救急	みなと子ども救急診療室	月～金曜:午後7時～10時 土曜:午後5時～10時 ※祝日・年末年始を除く ※受付は午後9時30分まで	中学生まで(おおむね15歳未満の小児)の軽症患者対象	芝浦1-16-10(社福)恩賜財団母子愛育会 総合母子保健センター ☎6453-7302
--------	-------------	--	----------------------------	--

※受診するときは、あらかじめ電話で診療時間等をお問い合わせください。

8月23日(日)	武村医院(内)	北青山3-12-2	3407-7826
	東京高輪病院(内)	高輪3-10-11	3443-9191
	白金高輪歯科(歯)	南麻布2-13-21 ライフマンション南麻布1階	5418-7750
	★松崎内科クリニック(内)	新橋1-15-5 ペルサ115 9階	3591-7006
8月30日(日)	サニーガーデンこどもクリニック(小)	麻布十番2-18-8 ABAアサミビル6階	6722-6623
	国際医療福祉大学三田病院(内・外)	三田1-4-3	3451-8121
	岡田歯科クリニック(歯)	虎ノ門5-13-1 40MTビル別館1階	5405-2777
	ミヤタデンタルオフィス(歯)	虎ノ門2-10-4 The Okura Tokyo プレステータワー地下1階	3582-6480
	★中村クリニック(内)	六本木4-11-13	3401-8003
港区休日歯科応急診療所(港区口腔保健センター)		三田1-4-10 みなと保健所2階	3455-4927(休日のみ)

電話がかかりにくい場合は、下記の診療案内へ

診療案内	東京消防庁救急相談センター(毎日24時間)	「#7119」(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎3212-2323(ダイヤル回線の固定電話等)
	東京都医療機関案内サービス「ひまわり」(毎日24時間)	☎5272-0303 ホームページ <a href="https://www.himawari.metro.tokyo.jp/">https://www.himawari.metro.tokyo.jp/</a>

電話相談	小児救急電話相談	月～金曜(祝日、年末年始を除く)午後6時～翌朝8時 土・日曜、祝日、年末年始午前8時～翌朝8時	「#8000」(プッシュ回線の固定電話、携帯電話) ☎5285-8898(ダイヤル回線の固定電話等)
------	----------	--	--

薬の相談 ※日中、夜間とも区内在住者に限ります。

港区休日くすり何でもテレホン 対応時間:午前9時～午後2時 ※薬局の電話がかかりにくい場合は、☎090-9378-7915

8月23日(日)	ライオン薬局	芝2-18-2	3455-3637
8月30日(日)	薬局桑山清心堂	芝2-12-1	3452-8721

夜間対応当番薬局(毎日) 対応時間:午後8時～午前0時 ☎090-3690-3102

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについては、特記がない場合は平日午前8時30分～午後5時の受け付けとなります。

## 区政へのご意見・ご提案について

区では、開かれた透明性の高い区政の推進・区民参画の推進のために、皆さんから区政に対するさまざまなご意見・ご提案等(以下「区民の声」)をいただき、信頼される区政の実現をめざすとともに区政運営の参考としています。

回答が必要なものについては、担当課から文書または電話で、原則14日以内に回答することとしています。

### 「区民の声」の公表について

電話・来訪・手紙・広聴はがき・広聴メールおよび広聴ファックス等でお寄せいただいた「区民の声」は、個人情報に関する内容等を除き、ご意見・ご提案の内容と区への対応・考え方の要旨等を港区ホームページ等で原則として公表します。

### 区に寄せられた「区民の声」の一部をご紹介します

「みんなと安全安心メール」について  
 「みんなと安全安心メール」に登録していますが、情報の発信が少なすぎると感じます。

他の区が行っている同様のメールサービスにも登録していますが、こちらでは毎日メールがきます。

区内でも不審な人も見かけます

し、区民に啓発するためにも積極的に発信すべきではないでしょうか。

### 区への対応・考え方

「みんなと安全安心メール」は、区内で発生した子どもへの声かけ事案や不審者情報、特殊詐欺等の警視庁からの犯罪情報等、区民に身近な安全・安心に関する情報をメールで配信することにより、注意喚起や犯罪の未然防止、被害拡大防止を図るとともに、地域の防犯意識や防犯力の向上を目的としています。

配信については、新たな手口による特殊詐欺が発生した場合、特定の地域や日時で集中して詐欺電話があった場合、区民の方からの不審者情報等、メールに登録されている方々に特にご注意いただきたい内容を精査し、情報を配信しております。

今後も、「みんなと安全安心メール」の趣旨をご理解いただき、引き続きご利用くださるようお願いいたします。

※その他のご意見・ご提案等は、港区ホームページをご覧ください。

問い合わせ  
 区長室広聴担当 ☎3578-2052

## 地域で育む日本語学習支援プロジェクト 実践講座

### 「日本語学習支援に役立つ文法知識」

日本語学習の支援者に対して、日本語コミュニケーション支援に役立つ文法知識とその利用方法を中心とした講座を開催します。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインで実施します。オンライン環境がない人は、指定会場で受講できます。

#### 講師

岩田 一成氏(聖心女子大学教授)

#### 対象

日本語教室等で日本語学習支援に携わっている人等

#### とき

9月26日(土)午後2時～4時

#### ところ(会場受講の場合)

港区国際交流スペース(北青山1-6-3都営北青山一丁目アパート3号)

棟地下1階)

#### 定員

30人(申込順)

#### 申し込み

メールで、9月17日(木)までに、(1)氏名(2)ふりがな(3)電話番号(4)区内在住・在勤・在学の区分(5)オンライン・会場受講の区分を明記の上、(財)港区国際交流協会へ。

メール:nihongospt@minato-intl-assn.gr.jp

オンライン受講者には、後日、講座参加用のURLをメールでお送りします。

問い合わせ  
 地域振興課国際化推進係  
 ☎3578-2565

## みなとにほんご友だちの会 外国人と「やさしい日本語」で交流しませんか

誰にでも分かりやすく表現された日本語(「やさしい日本語」)を使って外国人と交流したい人のために、多文化共生や相互理解のためのコミュニケーション等を学ぶ日本語交流講座を実施します。受講後は、外国人と1対1の会話パートナーとなって「やさしい日本語」で交流する活動や、区内の日本語教室で外国人をサポートする活動に参加できます。外国人が地域に参画するきっかけ作りをお手伝いしてみませんか。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、説明会・講座はオンラインで実施します。

#### 活動のための説明会

対象 講座終了後に区内で外国人と「やさしい日本語」を使った交流や、外国人の日本語学習を支援する活動に参加できる人

とき 表1のとおり

定員 各50人(申込順)

申し込み 表1の日程から希望日を1つ選び、メールで、説明会当日の3日前までに、(1)氏名(2)ふりがな(3)電話番号(4)区内在住・在勤・在

表1 説明会日程

日時	時間
8月29日(土)	午後2時～3時30分
9月2日(水)	午後7時～8時30分
9月5日(土)	午後2時～3時30分

学・その他の区分(5)事前説明会参加希望日を明記の上、(財)港区国際交流協会へ。

メール:

minatomo@minato-intl-assn.gr.jp  
 後日、説明会参加用のURLをメールでお送りします。

#### 日本語交流講座

とき 表2のとおり。第1～5回の連続講座です。

定員 50人(区内在住・在勤・在学者優先で抽選)

問い合わせ  
 地域振興課国際化推進係  
 ☎3578-2565

表2 日本語交流講座日程

	日時	時間	テーマ
第1回	10月10日(土)	午後1時～4時30分	「多文化」を考える
第2回	10月17日(土)	午後1時～4時	相互理解のためのコミュニケーション
第3回	10月24日(土)	午後1時～3時	交流活動の現場から～どんなサポートならできるだろう?～
		午後3時～4時30分	会話パートナー活動 登録説明会(希望者が対象)
第4回	10月31日(土)	午後1時～4時	地域日本語教室とは
第5回	11月7日(土)	午後1時～4時	地域参加につながる日本語支援と教材今後の活動について(まとめ)

## 多言語対応マニュアルを作ってみませんか

### 「港区多言語による店舗の魅力PR事業」利用店舗募集

外国人のお客様の来店時、店頭での対応にお困りではありませんか。

本事業は、日本の文化や歴史についての予備知識がない外国人のお客様に、お店自慢の商品やサービス、そして日本文化の魅力を伝える一助になるよう、各店舗のご要望に沿ったオーダーメイドの多言語対応マニュアルを作成するものです。

外国人の視点に立った簡潔な商品説明や、店頭でのスムーズなご案内で、商品やサービスを分かりやすくPRできれば、外国人のお客様に喜んでいただける「おもてなし」にもつながります。

ぜひご利用ください。

#### 対象

区内に立地する店舗

#### 費用

無料

#### 対応言語

英語、中国語

#### 事業の流れ

- (1)職員が店舗を訪問し、PRしたい商品、サービス、店舗の魅力、多言語対応の状況、どのようなマニュアルを希望するか等のヒアリングを行います。
- (2)ヒアリングに基づき作成したマニュアルを店舗にお渡しします。
- (3)講師および買い物客役の外国人が店舗を訪問し、マニュアルを活用して、接客の会話レッスン

(15～30分程度)を行います(英語のみ)。

(4)マニュアル作成後、マニュアルの活用や多言語対応の状況を把握するため、実施結果報告書(A4判の様式1枚)をご提出ください。

※訪問日時、所要時間等は店舗の都合に合わせて調整し、負担のないよう実施します。

#### 実施時期

令和3年3月31日(水)まで

#### 募集店舗数

英語 30店舗(申込順)

中国語 20店舗(申込順)

※英語および中国語を同時に申し込むことができます。

#### 申し込み

郵送・ファックスまたは直接、指定の申請書に必要な事項を明記の上、〒105-8511 港区役所地域振興課国際化推進係(区役所3階)へ。

※詳しくは、港区ホームページをご覧ください。申請書は港区ホームページからダウンロードもできます。

※12月31日(木)投函分まで、郵送料は区が負担します。詳しくは、3面をご覧ください。

問い合わせ  
 地域振興課国際化推進係  
 ☎3578-2308 FAX3438-8252

事業・イベント等への参加を検討している皆さんへ

紙面上でお知らせしているイベントや事業等を延期または中止する場合があります(最新の情報は、港区ホームページをご覧ください)。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設入館時に個人情報(氏名・緊急連絡先)を集めます。区が集めた個人情報は、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供する場合があります。

記事中の表記について (特)・・・特定非営利活動法人 (社福)・・・社会福祉法人 (社)・・・一般社団法人 (公社)・・・公益社団法人 (財)・・・一般財団法人 (公財)・・・公益財団法人 (有)・・・有限会社 (株)・・・株式会社

港区と全国を



長崎県長崎市

コーナー 第37回

2つの世界遺産がある港湾都市

長崎県の県庁所在地、長崎市は古くから外国への玄関口として栄えてきた港湾都市です。長崎港は令和3年4月、開港450周年を迎えます。



区は、区内在住者等の高校生世代を対象に港区平和青年団を募り、毎年夏に長崎市へ派遣研修(令和2年は中止)を行っています。また、区立芝公園には、長崎市の「ナガサキ誓いの火」を含む全国の3つの火をあわせ、核兵器の廃絶と世界の恒久平和の願いが込められた「平和の灯」を設置しています。このような平和関連の取組がきっかけとなり、長崎市は平成27年からみなと区民まつりへ出展しています。

長崎市内には、2つの世界文化遺産の構成資産があります。「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」では、端島炭坑(軍艦島)、旧グラバー住宅等があります。「長崎と

天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」では、大浦天主堂等があります。また、長崎市は香港、モナコと共に世界新三大夜景都市に認定されています。市では「夜景みがき」と銘打ち、市街地のライトアップを推進しています。特産品では日本一の生産量のピワが有名です。漁業も日本有数の漁獲量、魚種の豊富さを誇り、秋から冬にかけてはレンコダイ、ミズイカ(アオリイカ)、トラフグ等が旬となります。ピラフ、スパゲティ、トンカツが一皿に盛られたトルコライスが市民のソウルフードとして人気です。

「長崎は日本、中国、オランダ・ポルトガルの文化がとけ合った、和・洋・中(わ・やう・ちゆう)の要素が交じり合った卓袱料理観光もグルメもさまざまな魅力があり、何度来ても楽しめます」と長崎市広報広聴課の坂本篤洋さん。「港区の皆さんとは、平和推進事業をきっかけに今後も新たな交流を続けていきたいと思えます」と話してくださいました。



和・洋・中の要素が交じり合った卓袱料理

広報 **みなと**

の **自宅配送サービス** を **利用してみませんか**

区は「広報みなと」を区役所・区有施設等で配布している他、新聞折り込みによりお届けしています。また、希望された人には「広報みなと」の自宅配送サービスを行っています。

自宅配送の方法

お住まいの地域の新聞販売店が、ご自宅のポストへ投函します。

対象

区民  
※新聞購読をしていない人、区有施設で入手することが困難な人のうち、希望する人

申し込み

電話または直接、区長室広報係(区役所4階)へ。港区ホームページからも申し込みます。

申し込みの際、区職員が氏名・郵便番号・住所・電話番号をお聞きし

ます。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、港区ホームページの「広報みなと」配達・中止・変更申し込みのページをご覧ください。

留意事項

- 区は、申し込みの際の氏名・郵便番号・住所を新聞販売店に提供します。
- 自宅配送が不要になった人、住所が変更になる人は、分かり次第早めに区長室広報係へご連絡ください。
- 新規配送・配送停止・住所変更の手続きには、1カ月程度かかります。

問い合わせ

区長室広報係  
☎3578-2041 FAX3578-2034



問い合わせ

港区スポーツセンター ☎3452-4151

とき	内容	時間	ところ
6(日)	港区スポーツセンター区民無料公開日	午前8時30分～午後10時	港区スポーツセンター
20(日)	港区スポーツセンター区民無料公開日	午前8時30分～午後10時	港区スポーツセンター



がん在宅緩和ケア支援センター **情報室**

3回目 **アピアランスケア**

がん患者は治療の影響で、脱毛や皮膚のくすみ、皮疹、爪の変形・変色、手術による傷跡等、さまざまな外見の変化を体験しています。そのことにより、元の自分とは変わってしまい、自分らしくないと感じることがあります。また、外見が変化することで人からどう思われるか、今までどおり人と接することができるか不安になることがあります。このようながん治療に伴う外見の変化に対するケアを「アピアランスケア」といい、女性だけでなく男性から子どもまで、外見の変化が気になるすべての患者を対象としています。

爪の変化の場合

抗がん剤治療による変化として黒ずみや凹凸、割れやすくなる等、使用する薬剤の種類や期間によりさまざまな変化があります。爪は自分が毎日目にするため、他の人からの見た目も気になり、気持ちが落ち込む要因の1つとなります。そこでアピアランスケアでは、保湿オイルの

選び方や使い方、爪の状態に合わせた爪切りやヤスリの使い方等、その人に合った方法を一緒に考えます。また、変色した爪をカバーするネイルカラーをするだけでも、気持ちが晴れることがあります。

アピアランスケアを始める時期

治療前から保湿等のケアを行うことで、変化を軽減することができると言われていますが、治療中や治療後等、変化が出てからでも遅くはありません。少しの工夫で周囲の目が気にならなくなる、気分が軽くなる、自分らしさを実感できる等、前向きな気持ちを生み出すきっかけになります。

がん在宅緩和ケア支援センター(ういケアみなと)では、アピアランス(外見)ケア個別相談も行っていきます。

施設について詳しくは、がん在宅緩和ケア支援センターホームページをご覧ください。



二次元コードをスマートフォンで読み取ると、がん在宅緩和ケア支援センターホームページをご覧ください。

問い合わせ

がん在宅緩和ケア支援センター  
受付時間:月～金曜 午前10時～午後9時  
土曜 午前10時～午後5時  
☎6450-3421 FAX6450-3583

令和2年度

港区NPO活動助成事業の **助成団体が決定しました**

区では、NPO等による公益活動への支援として、港区NPO活動助成事業を行っています。このたび、令和2年度の助成団体が決定しました(表のとおり)。

この事業は、区民の皆さんや企業等の寄付からなる「みなとパートナーズ基金」を活用しています。

今後、各助成団体の活動について、「広報みなと」等で紹介する予定です。各団体が実施する事業への区

民の皆さんの参加をお待ちしています。詳しくは、港区ホームページをご覧ください。

※本助成事業は、毎年2月頃に事業の募集を行っています。募集時期になりましたら、「広報みなと」等でお知らせします。

問い合わせ

地域振興課区民協働・町会自治会支援担当 ☎3578-2557

表 助成団体名等

区分	団体名	事業内容
団体活動基盤整備事業	(特)ハロハロ	エシカル(地域福祉、ジェンダー、国際協力等)コミュニティーづくり
地域福祉向上事業	(特)暮らしのグリーフサポートみなと	グリーフ(大切な人を失くした悲しみ)サポート
	(特)親も子も笑顔推進会	夫婦関係、親子問題をワークショップ形式で改善
区との協働事業	(特)東京英語いのちの電話	外国人向け無料電話相談(保健、医療、精神衛生)
	(特)アフォーラ	子ども家庭支援センターと協働し、あっぱい港南四丁目保育園等の情報交換
	(特)日本未来基金	地球温暖化対策担当課の「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」のプロモーション活動